

がけ崩れによる災害を未然に防ぐために行う擁壁の整備工事に助成します。

# がけ等整備工事 助成事業のご案内

地震、台風、集中豪雨等により災害が発生する恐れのあるがけ等のがけ崩れ発生を未然に防ぎ、区民の皆様の生命・財産を守るための制度です。

平成29年度より**規模の大きながけ等の助成額を大幅に拡充しました。**

危険ながけ等の改修に助成制度をご活用ください。



がけ崩れ災害  
を防ごう

The illustration shows a cross-section of a hillside. On the left, a house with a purple roof and a window is situated on a slope. A yellow retaining wall runs along the edge of the slope. A colorful bird is perched on the wall. In the foreground, a red car is driving on a road, with a driver visible. A large yellow starburst with two exclamation marks is positioned above the car, indicating a warning or danger. The background is a light blue sky with a few green trees.

助成期限:令和9年3月31日

大田区

# 1 助成対象者

- ・ がけ等（がけ及び擁壁）を所有する個人または法人
- ・ がけ等（がけ及び擁壁）の所有者の承諾を得て整備工事を行う借地人等
- ・ 区分所有建築物が存在する敷地の場合は区分所有者の中から選ばれた代表者
- ・ 共同で所有する場合は共有者の中から選ばれた代表者

ただし、下記のいずれかに該当する場合は整備工事助成を受けることが出来ません。

- ・ 住民税または法人住民税を滞納している場合
- ・ 不動産業を営んでいる場合（会社の場合に限る）
- ・ 宅地建物取引業法第2条第3号に規定する宅地建物取引業者
- ・ 会社のうち中小企業基本法に規定する中小企業に該当しない法人（会社に該当しない法人はそれに準ずる）
- ・ 対象となるがけ等を売買を目的として所有する場合
- ・ その他区長が不適当と認める場合

# 2 助成対象となる既存のがけ等

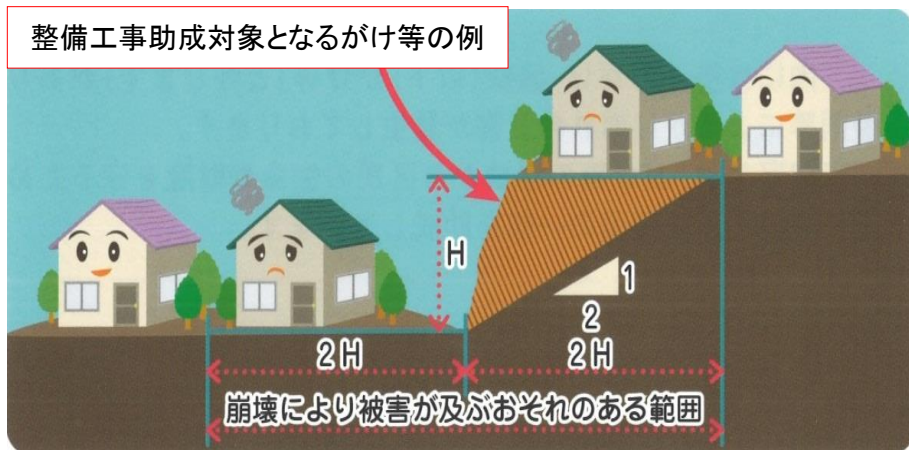
高さ2mを超えるがけ等で次の①または②に該当し、整備の必要があると認められたがけ等

## ①建築基準法第42条に基づく道路に面するがけ等

※ただし、住宅が存在しない敷地にあるがけ等については②にも該当する必要があります

## ②がけ等の下端からの水平距離がその高さの2倍以内の範囲に、現に住宅が存在するなど、崩壊により住宅に被害が及ぶ恐れがあるがけ等

整備工事助成対象となるがけ等の例



## 注意

助成対象となるがけ等の  
整備工事は  
**令和9年3月31日までに**  
手続きを完了する必要があります

## 整備の必要があると認められるがけ等とは？

- ・ がけの法面が露出したままの自然がけ
- ・ 空積み擁壁（大谷石、コンクリートブロック等、軽量で強度が小さい材料を用い、裏込めにコンクリートを充填していないもの）
- ・ 既存の擁壁の上に盛土を行い継ぎ足した擁壁
- ・ 鉄筋コンクリート造または間知石等練積み造で、劣化、変形が著しい擁壁
- ・ その他崩壊の危険性が大きいと認められるがけ等
- ・ 現に崩壊しているがけ等



がけ等の所有者等は、がけや擁壁を良好な状況に維持管理するよう努めなければなりません。  
（『大田区がけ等の崩壊事故防止に関する指導要綱』）

### 3 助成金額

- ・ がいけ等整備工事費の3割以内
- ・ がいけの高さに応じた助成限度額（下記の表）

いずれか**少ない額**が助成額となります。

助成限度額		助成割合
高さ2 m以上 3 m未満	200万円	がいけ等整備工事費の 3割以内
高さ3 m以上 4 m未満	300万円	
高さ4 m以上 5 m未満	400万円	
高さ5 m以上	500万円	

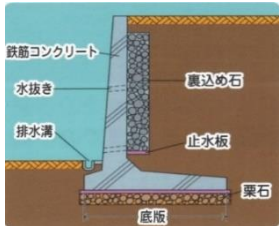
※ 整備延長が30mを超える場合は上記限度額に100万円を加えた額を上限とします。  
設計費及び地盤調査費は、がいけ等整備工事費には該当しません。

※ 助成金の交付の日から5年間の間、整備工事により取得し、又は効用を増加したがいけ等を助成金交付の目的に反して使用し、譲渡し、処分し、貸し付け、又は担保に供することは原則としてできません。

### 4 助成対象となるがいけ等整備工事の例

助成対象は、建築基準法等に適合した安全性が確認された擁壁整備工事です。

小規模ながいけ等を整備する際に最も一般的なものは、鉄筋コンクリート造擁壁と間知石練積み造擁壁です。これらの工法は構造計算等により安全性を確認でき、信頼性の高いものと言えます。

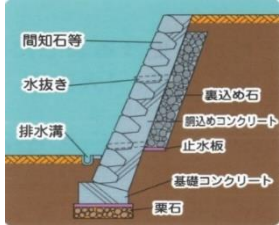


#### 【鉄筋コンクリート造擁壁】

鉄筋コンクリート造の擁壁の自重と底板上にある土の重量をともに利用して土圧に耐える形式のもの。

#### 特徴

- ・ 垂直に近い擁壁が造れるため、敷地を有効利用出来る
- ・ 基礎工事の負担が大きいので、工事費が高くなる傾向がある



#### 【間知石練積み造擁壁】

コンクリートブロックや間知石を擁壁材料として用いたもので、擁壁の自重で土圧に耐える形式のもの。

#### 特徴

- ・ 勾配があるため、圧迫感が少ない
- ・ 地山に沿って造るため、土木工事が少なく済む

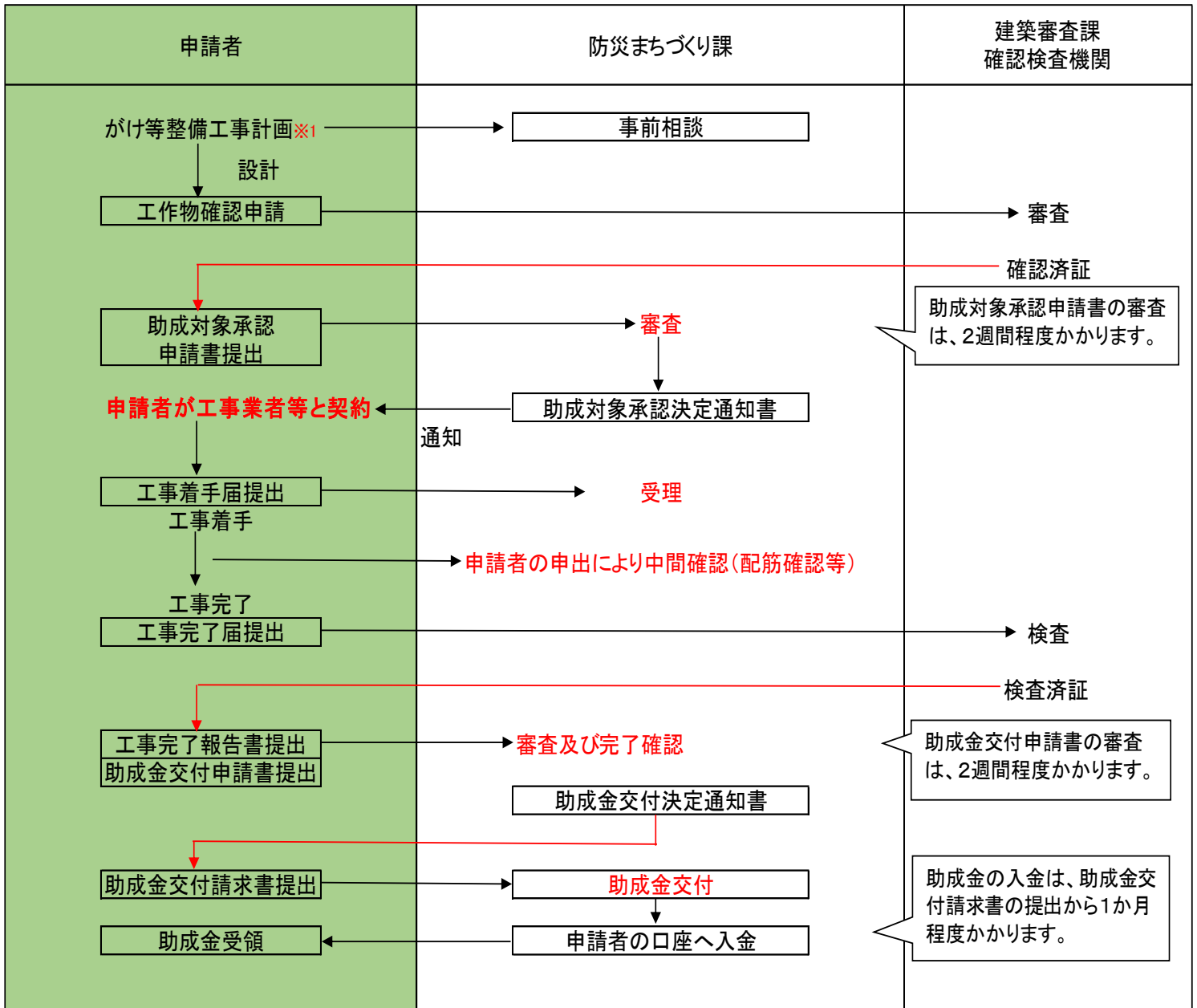
### 5 申請に必要な書類

- 区が定める申請書一式
- 当該土地の公図及び登記事項証明書  
(申請日以前、かつ、6か月以内に発行されたもの)
- 申請者の住民税納税証明書  
(法人の場合は法人住民税納税証明書)
- 工作物確認済証または開発許可証の写し
- 設計図書  
(案内図、配置図、立面図、断面図、構造図)
- 工事見積書の写し (内訳書を含む)
- 概略の工程表
- 消費税仕入税額控除確認書
- 確認書
- 誓約書
- その他区長が必要と認めるもの

以下に該当する場合は、左記のほか、記載の書類が必要です。

- ・ 法人の場合
  - 法人である旨の登記事項証明書  
(申請日以前、かつ、6か月以内に発行されたもの)
- ・ 共同所有の場合
  - 共有者全員の同意書
  - 擁壁改修を実施することについて住民総会での議決文書 (理事会、総会等議事録など)
- ・ 賃借人等の場合
  - 土地所有者の承諾書
  - 借地人 (申請者) と土地所有者との借地契約書の写し

## 6 助成金を受けるまでに必要な手続き



### 申請者の行う手続き

※1 がけ等整備工事計画にお困りの方に向けて、令和4年度からがけ等アドバイザー派遣事業を開始しました。

- ・ 工事業者等との契約前に助成申請手続きが必要となります。
- ・ 原則、同一年度内に全ての手続きを完了する必要があります。複数年度にわたる場合は別途、手続きが必要です。
- ・ 助成申請には上記のほか諸条件がありますので、事前に必ず下記担当までご相談ください。

問い合わせ先 大田区 まちづくり推進部 防災まちづくり課 耐震改修担当  
区役所本庁舎 7階 27番窓口 (電話) 03-5744-1349 (直通)

■ 区役所本庁舎 【住所】大田区 蒲田 五丁目 13番 14号  
JR京浜東北線・東急池上線・東急多摩川線「蒲田駅」東口より徒歩約1分  
京浜急行線「京急蒲田駅」西口より徒歩約10分

